



千葉労働局発表
平成24年11月14日

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 植松 庄次

職業対策課長補佐 齋藤 光子

電話 043-221-4391 (代表)

043-221-4392 (直通)

平成24年 障害者雇用状況の集計結果

- ・民間企業の障害者雇用率は、1.63%
- ・公的機関では、初めて県機関の全てが雇用率を達成

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、常用雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

千葉労働局では、今般、平成24年6月1日現在における管内の民間企業や公的機関などの同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されることとなっています。（民間企業の場合は1.8%⇒2.0%）

ポイント

【民間企業】（法定雇用率 1.8%）

- 雇用障害者数は 7,552.5 人と過去最高を更新（対前年比 448.5 人増・6.3%増）
- 実雇用率は 1.63%（対前年比 0.06 ポイント上昇）
- 法定雇用率を達成している企業割合は 48.9%（対前年比 2.8 ポイント上昇）

【公的機関】

- 県機関（法定雇用率 2.1%、教育委員会は 2.0%）では、教育委員会が初めて法定雇用率を達成し、全ての機関で達成
- 市町村機関（法定雇用率 2.1%・一部教育委員会は 2.0%）では、91 機関中 73 機関が法定雇用率を達成

(注)障害者の数のカウントについては、別紙「法定雇用率とは」(5 ページ)の※を参照してください。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における在職状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・ 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率 1.8%）に雇用されている障害者数は7,552.5人で、過去最高となった。
- ・ 障害種別の雇用状況は、身体障害者は5,201.5人（対前年比 5.0%増）、知的障害者は1,964.0人（対前年比 5.5%増）、精神障害者は387.0人（対前年比 33.9%増）であった。
- ・ 実雇用率は、1.63%（前年は 1.57%）、法定雇用率達成割合は 48.9%（同 46.1%）であった。

【第1表、第1図】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で636.5人、100～300人未満で1,700.0人、300～500人未満で747.0人、500～1,000人未満で1,041.5人、1,000人以上で3,427.5人と、500～1,000人未満の規模の区分を除き前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.63%）と比較すると、
→ 1,000人以上規模企業（1.91%）、500～1,000人未満（1.67%）については上回った。
→ 300～500人未満規模企業（1.50%）、100～300人未満（1.38%）、56～100人未満（1.28%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が43.4%、100～300人未満が52.0%、300～500人未満が49.0%、500～1,000人未満が54.9%、1,000人以上で58.5%と、全ての規模の区分で前年より上昇した。

【第2表(1)、第3表(1)、第2図】

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が14.0人、

「建設業」が72.0人、「製造業」が1,218.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が25.0人、「情報通信業」が109.0人、「運輸業」が548.5人、「卸売、小売業」が1,239.0人、「金融、保険業」が307.0人、「不動産業、物品賃貸業」が83.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が1,428.5人、「宿泊業、飲食サービス業」が151.5人、「生活関連、娯楽業」が243.0人、「教育・学習支援業」が141.0人、「医療・福祉」が1,003.5人、「複合サービス事業」が111.0人、「サービス業」が858.5人であった。

- ・ 産業別の実雇用率では、「金融、保険業」(1.98%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(1.86%)で法定雇用率を上回っている。加えて、「製造業」(1.69%)、「医療・福祉」(1.64%)の2業種は、民間企業全体の実雇用率1.63%を上回っている。

【第2表(2)、第3表(2)、第3図】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成24年の法定雇用率未達成企業は909社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が619社と、68.1%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が564社、未達成企業に占める割合は、62.0%となっている。

2 地方公共団体における在職状況

○ 県の機関(法定雇用率2.1%が適用される機関)

県の機関(48人以上の機関)に在職している障害者の数は295.0人、実雇用率は2.46%で、7機関全て法定雇用率を達成している。

【第4表1、第6表(1)・(2)】

○ 県教育委員会(法定雇用率2.0%が適用される機関)

2.0%の法定雇用率が適用される県教育機関に在職している障害者の数は454.5人と昨年度(402.0人)と比べ大幅に増加し、実雇用率は2.00%で、初めて法定雇用率を達成した。

【第4表2、第6表(3)】

○ 市町村の機関(法定雇用率2.1%が適用される機関)

市町村の機関(48人以上の機関)に在職している障害者の数は909.5人、実雇用率は2.1%で、87機関中70機関が達成している。

【未達成機関：館山市、松戸市、習志野市、勝浦市※、八千代市、君津市、富津市、袖ヶ浦市※、八街市、印西市、白井市、多古町、白子町、長柄町、富里市教育委員会、君津中央病院企業団、松戸市病院事業】

※勝浦市及び袖ヶ浦市においては、現在、不足数0人となっている。

【第5表、第6表(5)】

○ 市町村教育委員会（法定雇用率2.0%が適用される機関）

2.0%の法定雇用率が適用される市教育機関に在職している障害者の数は107.5人、実雇用率は1.83%と4機関中3機関が達成している。

【未達成機関：千葉市教育委員会】

【第5表、第6表(6)】

3 特殊法人等における雇用状況

特殊法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は4.0人、実雇用率は1.24%で、2機関中1機関で達成している。

【未達成機関：さんむ医療センター】

【第1表、第6表(4)】

4 千葉労働局の取組み

以上の状況を踏まえ、千葉労働局は次のとおり取組みます。

- ・ 公的機関については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局幹部から機関の幹部に対する指導を徹底する。
- ・ 民間企業については、平成25年4月1日に施行される法定雇用率2.0%への引上げを踏まえ、全国統一した基準に基づいた雇用率達成指導を厳正に実施する。

特に、実雇用率が低い「建設業、情報通信業、不動産業・物品賃貸業」や達成企業割合の低い「卸売・小売業」に対し、同種の業種において障害者雇用を行っている企業での雇用状況を紹介すること等により、障害者雇用についての理解の促進を図る。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|-----|---|---------------------|
| ○ 民間企業 | ……… | { | 一般の民間企業 …………… 1. 8% |
| | | | (56人以上規模の企業) |
| | | | 特殊法人等 …………… 2. 1% |
| | | | { |
| | | | 労働者数48人以上規模の特殊法人、 |
| | | | 独立行政法人、国立大学法人等 |
| | | | } |
| ○ 国、地方公共団体 | ……… | | 2. 1% |
| | | | (48人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ……… | | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の機関) |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

< 目次 >

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）

第1表	概況・障害種別雇用状況	7
第2表	企業規模別・産業別の雇用状況	8
第3表	企業規模別・産業別の障害種別雇用状況	9
第1図	民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移	10
第2図	民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移	11
第3図	民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移	12

2 公的機関における雇用状況（法定雇用率 2.1%または 2.0%）

第4表	千葉県 <small>の</small> 機関（法定雇用率 2.1%が適用される機関）の障害者 在職状況	13
	千葉県 <small>の</small> 機関（法定雇用率 2.0%が適用される機関）の障害者 在職状況	14
第5表	千葉県内市町村等 <small>の</small> 機関における障害者の在職状況	15
第6表	地方公共団体等 <small>の</small> 各機関の状況	16～18

第1表 民間企業等における雇用状況

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
一般の民間企業 [1.8%]	企業 1,779 (1,717)	人 464,501.0 (453,377.5)	人 1,678 (1,613)	人 411 (384)	人 3,189 (3,024)	人 1,193 (940)	人 7,552.5 (7,104.0)	人 733.5 (588.0)	% 1.63 (1.57)	企業 870 (791)	% 48.9 (46.1)
特殊法人等 [2.1%]	2 (2)	323.5 (314.5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	0 (0)	1.24 (1.27)	1 (1)	50.0 (50.0)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
一般の民間企業 [1.8%]	7,552.5 (7,104.0)	1,400 (1,328)	273 (270)	1,926 (1,857)	405 (341)	5,201.5 (4,953.5)	415.0 (335.5)	278 (285)	138 (114)	1,012 (965)	516 (425)	1,964.0 (1,861.5)	204.0 (195.5)	251 (202)	272 (174)	387.0 (289.0)	114.5 (57.0)
特殊法人等 [2.1%]	4.0 (4.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

〔第1表 (1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は、平成23年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 特殊法人とは、2.1%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

〔第1表 (2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は、平成23年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 特殊法人とは、2.1%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

(1) 規模別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用率 達成企業 の割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働 者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新 規雇用分			
規模計	企業 1,779 (1,717)	人 464,501.0 (453,377.5)	人 1,678 (1,613)	人 411 (384)	人 3,189 (3,024)	人 1,193 (940)	人 7,552.5 (7,104.0)	人 733.5 (588.0)	% 1.63 (1.57)	企業 870 (791)	% 48.9 (46.1)
56～ 100人未満	企業 662 (634)	人 49,558.0 (47,563.0)	人 126 (103)	人 35 (24)	人 279 (265)	人 141 (38)	人 636.5 (514.0)	人 101.5 (51.0)	% 1.28 (1.08)	企業 287 (255)	% 43.4 (40.2)
100～ 300人未満	817 (783)	123,602.5 (117,050.5)	398 (360)	64 (54)	774 (729)	132 (114)	1,700.0 (1,560.0)	173.0 (148.5)	1.38 (1.33)	425 (402)	52.0 (51.3)
300～ 500人未満	145 (146)	49,963.5 (49,642.5)	185 (185)	40 (36)	308 (305)	58 (41)	747.0 (731.5)	85.5 (74.0)	1.50 (1.47)	71 (61)	49.0 (41.8)
500～ 1,000人未満	102 (103)	62,373.0 (62,067.0)	244 (274)	36 (55)	477 (468)	81 (53)	1,041.5 (1,097.5)	104.0 (125.5)	1.67 (1.77)	56 (51)	54.9 (49.5)
1,000人以上	53 (51)	179,004.0 (177,054.5)	725 (691)	236 (215)	1,351 (1,257)	781 (694)	3,427.5 (3,201.0)	269.5 (189.0)	1.91 (1.81)	31 (22)	58.5 (43.1)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

(2) 産業別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用率 達成企業 の割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働 者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新 規雇用分			
産業計	企業 1,779 (1,717)	人 464,501.0 (453,377.5)	人 1,678 (1,613)	人 411 (384)	人 3,189 (3,024)	人 1,193 (940)	人 7,552.5 (7,104.0)	人 733.5 (588.0)	% 1.63 (1.57)	企業 870 (791)	% 48.9 (46.1)
農、林、漁業	企業 8 (8)	人 936.5 (952.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 8 (9)	人 4 (3)	人 14.0 (14.5)	人 2.5 (0.0)	% 1.49 (1.52)	企業 4 (5)	% 50.0 (62.5)
建設業	48 (46)	6,023.5 (5,452.0)	13 (14)	0 (0)	45 (33)	2 (1)	72.0 (61.5)	5.0 (13.0)	1.20 (1.13)	23 (18)	47.9 (39.1)
製造業	364 (361)	71,863.5 (71,761.0)	304 (293)	21 (19)	573 (564)	32 (40)	1,218.0 (1,189.0)	61.0 (63.0)	1.69 (1.66)	206 (202)	56.6 (56.0)
電気・ガス・熱 供給・水道業	6 (6)	1,758.5 (1,752.0)	7 (8)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	25.0 (27.0)	0.0 (0.0)	1.42 (1.54)	2 (2)	33.3 (33.3)
情報通信業	53 (50)	9,011.0 (9,210.5)	34 (39)	1 (1)	37 (37)	6 (3)	109.0 (117.5)	6.5 (11.0)	1.21 (1.28)	22 (19)	41.5 (38.0)
運輸業	186 (174)	34,386.0 (32,850.0)	122 (133)	29 (33)	259 (250)	33 (16)	548.5 (557.0)	64.0 (90.5)	1.60 (1.70)	84 (70)	45.2 (40.2)
卸売、小売業	272 (256)	84,060.0 (79,606.0)	274 (253)	58 (40)	566 (520)	134 (73)	1,239.0 (1,102.5)	169.5 (114.5)	1.47 (1.38)	104 (93)	38.2 (36.3)
金融、保険業	26 (26)	15,534.0 (14,963.0)	96 (92)	2 (2)	112 (112)	2 (1)	307.0 (298.5)	17.0 (9.0)	1.98 (1.99)	18 (16)	69.2 (61.5)
不動産業 物品賃貸業	26 (28)	6,553.0 (6,419.5)	27 (24)	2 (2)	26 (27)	2 (1)	83.0 (77.5)	11.0 (5.0)	1.27 (1.21)	7 (8)	26.9 (28.6)
学術研究、専門・ 技術サービス業	32 (35)	76,859.0 (81,317.5)	220 (224)	168 (183)	493 (501)	655 (630)	1,428.5 (1,447.0)	21.0 (4.5)	1.86 (1.78)	18 (18)	56.3 (51.4)
宿泊業、飲食 サービス業	46 (43)	10,407.0 (9,724.5)	29 (30)	16 (10)	60 (63)	35 (15)	151.5 (140.5)	20.0 (16.5)	1.46 (1.44)	26 (21)	56.5 (48.8)
生活関連、 娯楽業	100 (104)	16,268.5 (16,900.5)	49 (46)	18 (10)	110 (101)	34 (26)	243.0 (216.0)	37.0 (37.0)	1.49 (1.28)	48 (39)	48.0 (37.5)
教育・ 学習支援業	39 (38)	9,252.5 (8,696.5)	36 (36)	7 (7)	57 (57)	10 (8)	141.0 (140.0)	13.5 (11.5)	1.52 (1.61)	17 (24)	43.6 (63.2)
医療・福祉	365 (342)	61,350.5 (56,869.5)	219 (192)	67 (58)	401 (337)	195 (86)	1,003.5 (822.0)	191.5 (119.0)	1.64 (1.45)	194 (173)	53.2 (50.6)
複合 サービス事業	30 (31)	6,854.5 (6,860.5)	31 (30)	4 (3)	43 (50)	4 (4)	111.0 (115.0)	6.0 (5.0)	1.62 (1.68)	18 (19)	60.0 (61.3)
サービス業	178 (169)	53,383.0 (50,042.5)	215 (197)	18 (16)	388 (352)	45 (33)	858.5 (778.5)	108.0 (88.5)	1.61 (1.56)	79 (64)	44.4 (37.9)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
規模計	7,552.5 (7,104.0)	1,400 (1,328)	273 (270)	1,926 (1,857)	405 (341)	5,201.5 (4,953.5)	415.0 (335.5)	278 (285)	138 (114)	1,012 (965)	516 (425)	1,964.0 (1,861.5)	204.0 (195.5)	251 (202)	272 (174)	387.0 (289.0)	114.5 (57.0)
56～ 100人未満	636.5 (514.0)	99 (83)	13 (12)	164 (147)	29 (10)	389.5 (330.0)	34.5 (23.0)	27 (20)	22 (12)	92 (101)	49 (19)	192.5 (162.5)	29.0 (23.0)	23 (17)	63 (9)	54.5 (21.5)	38.0 (5.0)
100～ 300人未満	1700.0 (1,560.0)	345 (312)	44 (35)	534 (506)	63 (41)	1299.5 (1,185.5)	111.0 (98.0)	53 (48)	20 (19)	174 (173)	36 (44)	318.0 (310.0)	49.5 (38.5)	66 (50)	33 (29)	82.5 (64.5)	12.5 (12.0)
300～ 500人未満	747.0 (731.5)	174 (174)	28 (29)	196 (197)	29 (19)	586.5 (583.5)	55.5 (56.5)	11 (11)	12 (7)	77 (78)	16 (12)	119.0 (113.0)	21.0 (12.0)	35 (30)	13 (10)	41.5 (35.0)	9.0 (5.5)
500～ 1,000人未満	1041.5 (1,097.5)	218 (214)	22 (23)	330 (337)	18 (14)	797.0 (795.0)	57.5 (53.0)	26 (60)	14 (32)	101 (97)	34 (18)	184.0 (258.0)	22.0 (56.5)	46 (34)	29 (21)	60.5 (44.5)	24.5 (16.0)
1,000人以上	3427.5 (3,201.0)	564 (545)	166 (171)	702 (670)	266 (257)	2129.0 (2,059.5)	156.5 (105.0)	161 (146)	70 (44)	568 (516)	381 (332)	1150.5 (1,018.0)	82.5 (65.5)	81 (71)	134 (105)	148.0 (123.5)	30.5 (18.5)

(注) 第1表 (2)1～6と同じ

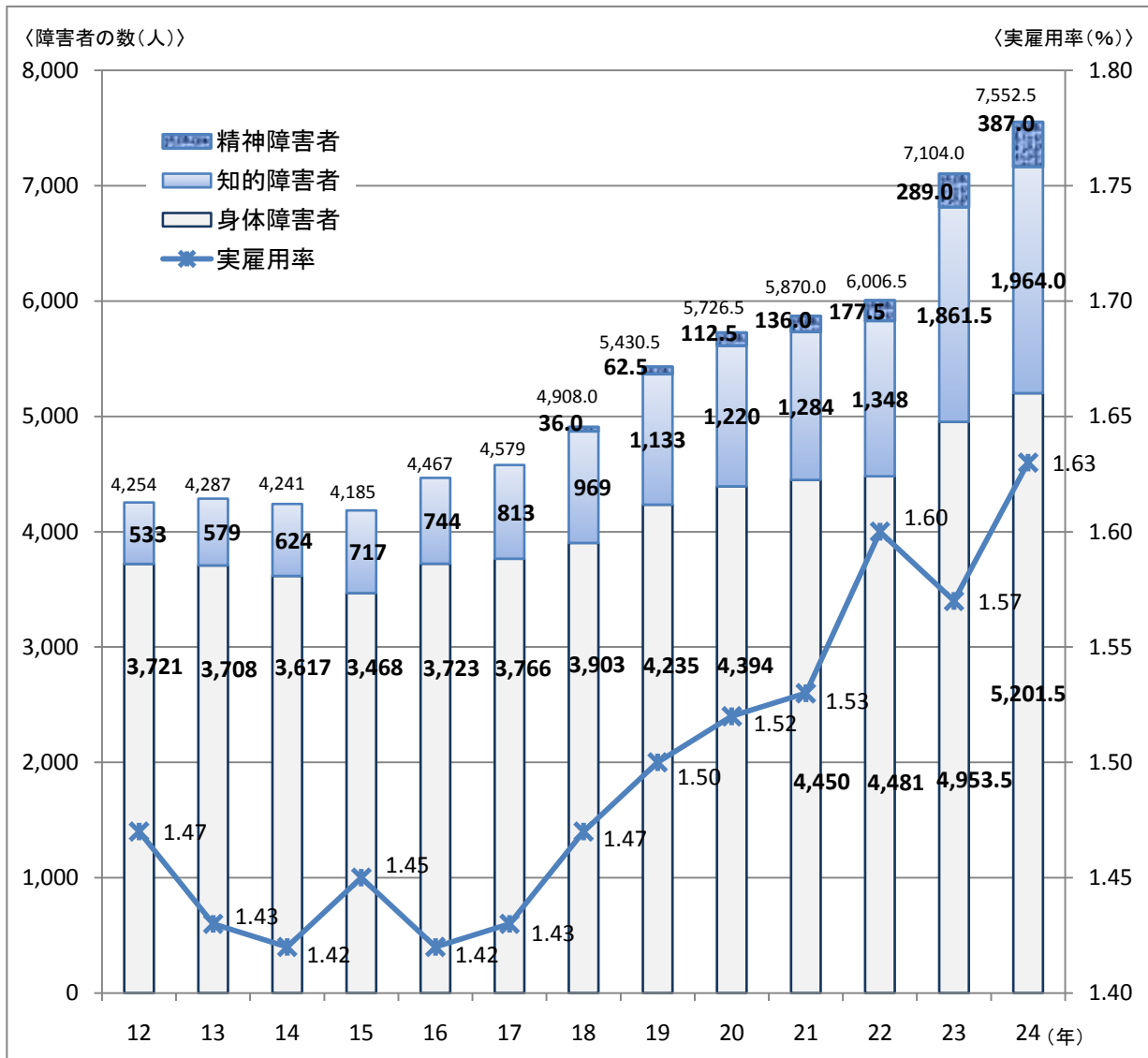
(2) 産業別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
産業計	7,552.5 (7,104.0)	1,400 (1,328)	273 (270)	1,926 (1,857)	405 (341)	5,201.5 (4,953.5)	415.0 (335.5)	278 (285)	138 (114)	1,012 (965)	516 (425)	1,964.0 (1,861.5)	204.0 (195.5)	251 (202)	272 (174)	387.0 (289.0)	114.5 (57.0)
農、林、漁業	14.0 (14.5)	2 (2)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	7.0 (8.0)	2.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	3 (2)	6.5 (6.0)	0.5 (0.0)	0 (0)	1 (1)	0.5 (0.5)	0.0 (0.0)
建設業	72.0 (61.5)	13 (14)	0 (0)	36 (27)	2 (1)	63.0 (55.5)	3.0 (10.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	1.0 (0.0)	7 (5)	0 (0)	7.0 (5.0)	1.0 (3.0)
製造業	1,218.0 (1,189.0)	268 (262)	14 (16)	358 (338)	20 (16)	918.0 (886.0)	45.5 (46.0)	36 (31)	7 (3)	177 (192)	9 (20)	260.5 (267.0)	11.0 (15.0)	38 (34)	3 (4)	39.5 (36.0)	4.5 (2.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	25.0 (27.0)	7 (8)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	23.0 (25.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)
情報通信業	109.0 (117.5)	34 (38)	1 (1)	26 (27)	1 (0)	95.5 (104.0)	4.5 (9.0)	0 (1)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	4.5 (6.5)	0.0 (0.0)	7 (6)	4 (2)	9.0 (7.0)	2.0 (2.0)
運輸業	548.5 (557.0)	106 (92)	7 (8)	188 (185)	14 (9)	414.0 (381.5)	49.0 (33.5)	16 (41)	22 (25)	53 (44)	11 (2)	112.5 (152.0)	9.0 (51.5)	18 (21)	8 (5)	22.0 (23.5)	6.0 (5.5)
卸売・小売業	1,239.0 (1,102.5)	217 (202)	45 (32)	273 (279)	60 (28)	782.0 (729.0)	73.5 (53.5)	57 (51)	13 (8)	236 (203)	33 (21)	379.5 (323.5)	65.0 (44.0)	57 (38)	41 (24)	77.5 (50.0)	31.0 (17.0)
金融、保険業	307.0 (298.5)	95 (91)	2 (2)	96 (97)	1 (1)	288.5 (281.5)	14.0 (8.0)	1 (1)	0 (0)	11 (10)	0 (0)	13.0 (12.0)	1.0 (1.0)	5 (5)	1 (0)	5.5 (5.0)	2.0 (0.0)
不動産業 物品賃貸業	83.0 (77.5)	24 (21)	2 (2)	21 (18)	1 (0)	71.5 (62.0)	10.0 (3.0)	3 (3)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	9.0 (11.0)	1.0 (2.0)	2 (4)	1 (1)	2.5 (4.5)	0.0 (0.0)
学術研究、 専門・技術サービス業	1,428.5 (1,447.0)	198 (201)	126 (145)	252 (258)	219 (229)	883.5 (919.5)	16.0 (4.5)	22 (23)	42 (38)	215 (217)	349 (320)	475.5 (461.0)	5.0 (0.0)	26 (26)	87 (81)	69.5 (66.5)	0.0 (0.0)
宿泊業、 飲食サービス業	151.5 (140.5)	23 (24)	10 (6)	18 (18)	4 (1)	76.0 (72.5)	10.0 (11.0)	6 (6)	6 (4)	36 (41)	21 (9)	64.5 (61.5)	7.5 (4.0)	6 (4)	10 (5)	11.0 (6.5)	2.5 (1.5)
生活関連、 娯楽業	243.0 (216.0)	44 (38)	10 (6)	78 (72)	13 (12)	182.5 (160.0)	18.5 (24.5)	5 (8)	8 (4)	21 (24)	8 (3)	43.0 (45.5)	9.5 (7.5)	11 (5)	13 (11)	17.5 (10.5)	9.0 (5.0)
教育・ 学習支援業	141.0 (140.0)	36 (36)	7 (7)	47 (53)	6 (5)	129.0 (134.5)	8.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)	1.0 (0.0)	8 (4)	4 (3)	10.0 (5.5)	4.5 (2.5)
医療・福祉	1,003.5 (822.0)	176 (160)	34 (31)	245 (209)	48 (25)	655.0 (572.5)	86.0 (66.0)	43 (32)	33 (27)	113 (97)	57 (30)	260.5 (203.0)	62.5 (41.0)	43 (31)	90 (31)	88.0 (46.5)	43.0 (12.0)
複合 サービス業	111.0 (115.0)	27 (26)	2 (2)	35 (42)	0 (0)	91.0 (96.0)	5.0 (5.0)	4 (4)	2 (1)	6 (5)	4 (3)	18.0 (15.5)	1.0 (0.0)	2 (3)	0 (1)	2.0 (3.5)	0.0 (0.0)
サービス業	858.5 (778.5)	130 (113)	13 (12)	241 (221)	16 (14)	522.0 (466.0)	70.0 (52.5)	85 (84)	5 (4)	128 (117)	20 (14)	313.0 (296.0)	29.0 (29.5)	19 (14)	9 (5)	23.5 (16.5)	9.0 (6.5)

(注) 第1表 (2)1～6と同じ

第1図 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移

各年6月1日現在



〈法定雇用率〉

1.8%

注1: 雇用義務のある企業(56人以上規模の企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成 17年度まで
 - 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成 18年度以降
 - 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

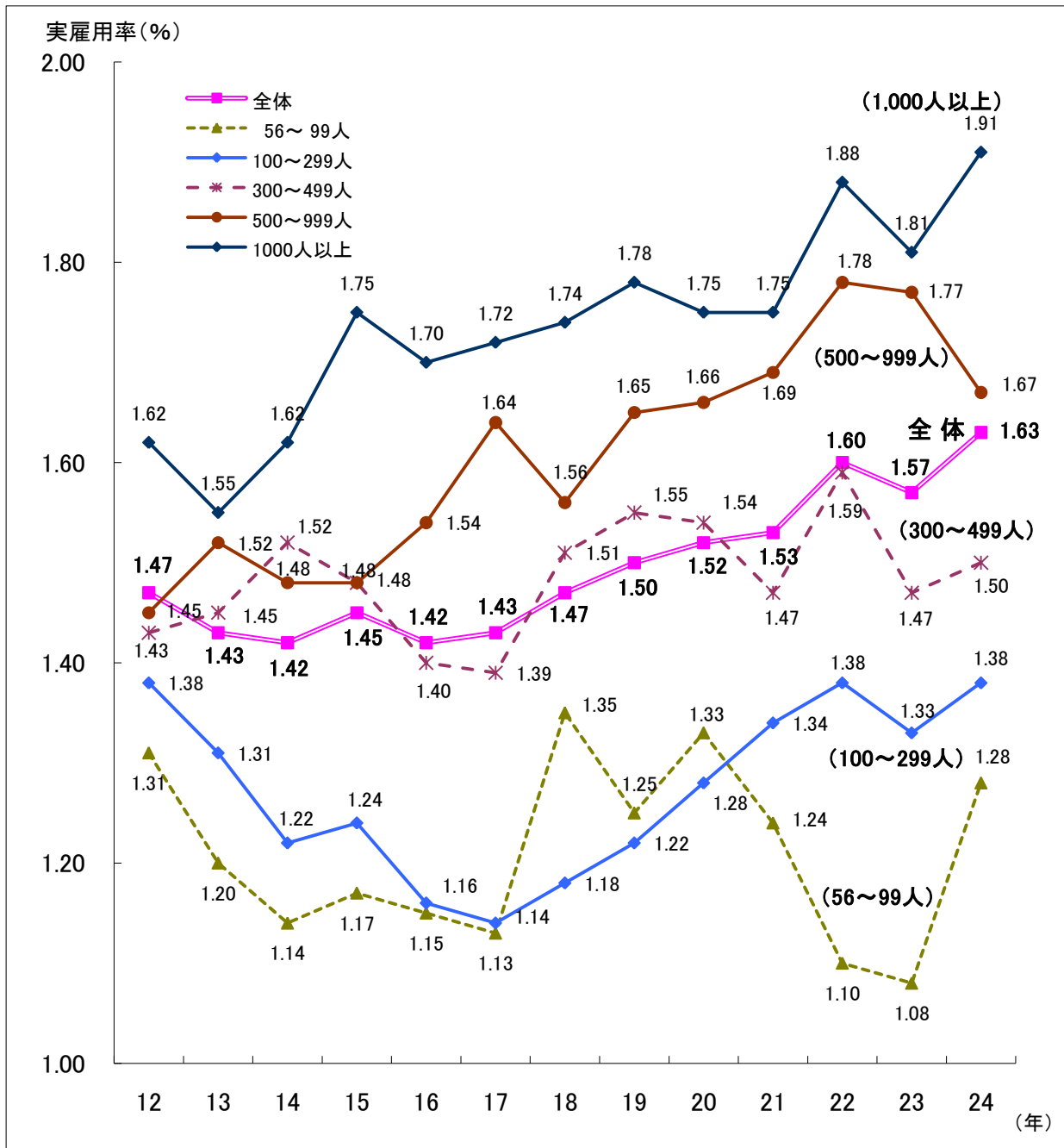
平成23年度以降

- 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

注3: 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第2図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移

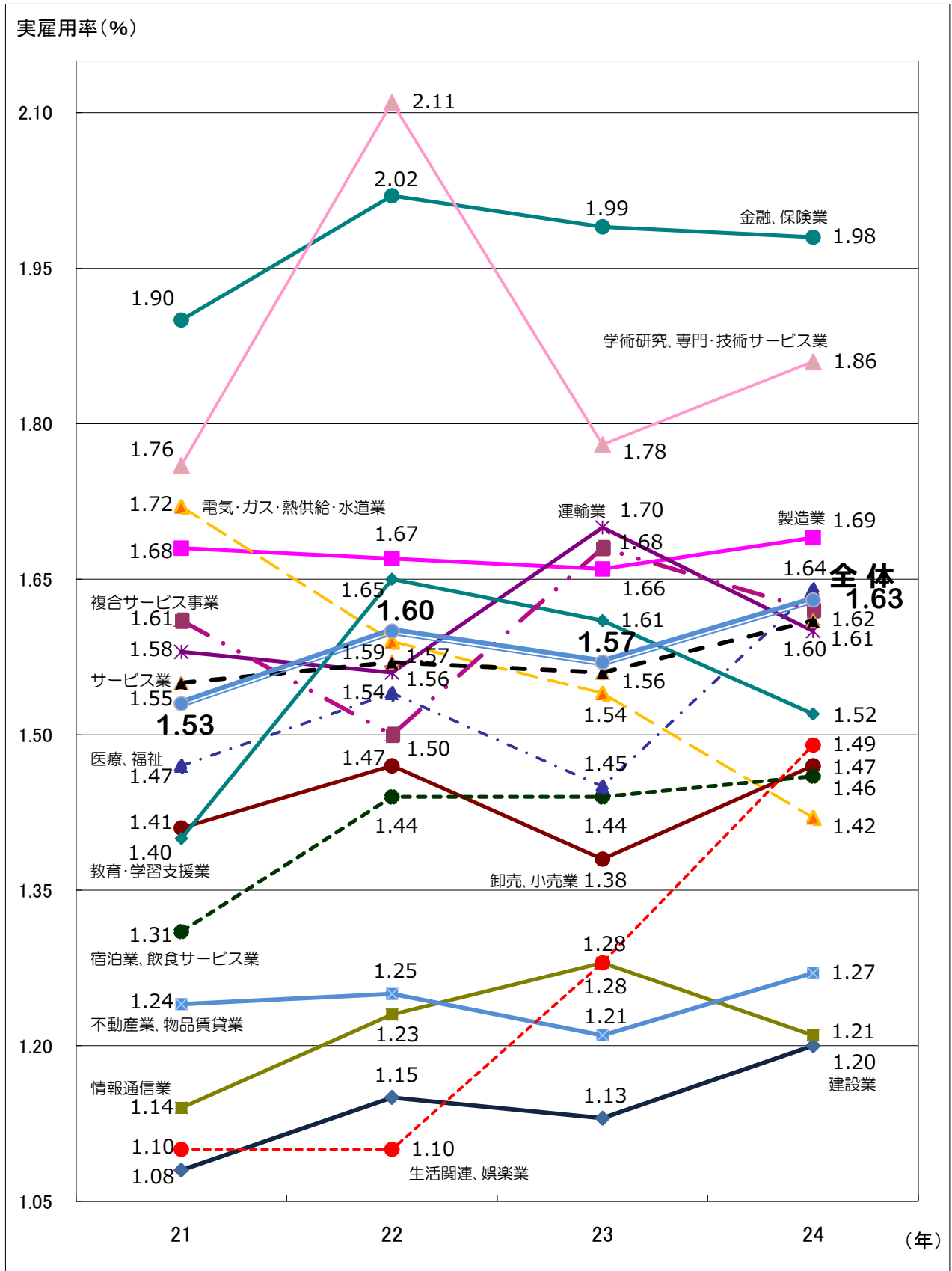
各年6月1日現在



注 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第3図 民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在



注1：グラフ作成上、労働者数が千人に満たない農・林・漁業及び鉱業は除いている。

注2：平成21年より産業分類が変更になっている。

注3：平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第4表 千葉県の機関における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.1%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
計	機関 7	人 11,993.5	人 92	人 2	人 105	人 8	人 295.0	人 11.0	% 2.46	機関 7	% 100.0
	(7)	(12,186.5)	(88)	(2)	(108)	(8)	(290.0)	(12.5)	(2.38)	(6)	(85.7)
千葉県知事部局	1	7,926.5	62	0	70	0	194.0	3.0	2.45	1	100.0
	(1)	(8,130.5)	(61)	(0)	(77)	(1)	(199.5)	(9.5)	(2.45)	(1)	(100.0)
その他の県の機関	6	4,067.0	30	2	35	8	101.0	8.0	2.48	6	100.0
	(6)	(4,056.0)	(27)	(2)	(31)	(7)	(90.5)	(3.0)	(2.23)	(5)	(83.3)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
計	人 295.0	人 90	人 2	人 101	人 8	人 287.0	人 9	人 2	人 0	人 1	人 0	人 5.0	人 1.0	人 3	人 0	人 3.0	人 1
	(290.0)	(86)	(2)	(104)	(7)	(281.5)	(9)	(2)	(0)	(2)	(1)	(6.5)	(3.5)	(2)	(0)	(2.0)	(0.0)

2. 法定雇用率2.0%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分			
千葉県 教育委員会	機関 1	人 22,721.5	人 139	人 4	人 167	人 11	人 454.5	人 42.0	% 2.00	機関 1	% 100.0
	(1)	(22,713.0)	(131)	(4)	(132)	(8)	(402.0)	(40.5)	(1.77)	(0)	(0.0)

[第4表 1(1)・2(1)の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は、平成23年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[第4表 1(2)の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は、平成23年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第5表 県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E.計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
法定雇用率2.1%が適用される機関	機関 87 (89)	人 43,277.0 (43,042.5)	人 224 (223)	人 23 (17)	人 417 (401)	人 43 (34)	人 909.5 (881.0)	人 58.0 (39.5)	% 2.10 (2.05)	機関 70 (64)	% 80.5 (71.9)
法定雇用率2.0%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	4 (4)	5,862.0 (5,950.5)	28 (28)	6 (6)	44 (41)	3 (2)	107.5 (104.0)	7.5 (3.0)	1.83 (1.75)	3 (3)	75.0 (75.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
法定雇用率2.1%が適用される機関	909.5 (881.0)	222 (221)	23 (17)	384 (375)	36 (28)	869.0 (848.0)	48.5 (32.0)	2 (2)	0 (0)	12 (11)	4 (3)	18.0 (16.5)	7.0 (6.0)	21 (15)	3 (3)	22.5 (16.5)	2.5 (1.5)
法定雇用率2.0%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	107.5 (104.0)	28 (28)	6 (6)	43 (39)	3 (2)	106.5 (102.0)	7.5 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)

〔第5表 (1)の注〕

〔第4表 1(1)の注〕1～5と同じ

- 6 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書きの規定に基づき同条ただし書きの厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件(平成11年労働省告示第33号)に定める教育委員会とする。
- 7 法定雇用率2.1%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。

〔第5表 (2)の注〕

〔第4表 1(2)の注〕1～6と同じ

〔第5表 (1)の注〕6、7と同じ

第6表 地方公共団体等の各機関の状況

(1) 都道府県知事部局の状況 (法定雇用率2.1%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	7,926.5	194.0	2.45	0.0	
千葉県(認定)	7,926.5	194.0	2.45	0.0	注4

(2) 都道府県機関(警察、企業局等)の状況 (法定雇用率2.1%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	4,067.0	101.0	2.48	0.0	
千葉県企業庁	372.0	13.0	3.49	0.0	
千葉県水道局	889.0	27.0	3.04	0.0	
千葉県病院局	1,169.0	24.0	2.05	0.0	
北千葉広域水道企業団	92.0	2.0	2.17	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,478.0	34.0	2.30	0.0	

(3) 都道府県教育委員会の状況 (法定雇用率2.0%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	22,721.5	454.5	2.00	0.0	
千葉県	22,721.5	454.5	2.00	0.0	

(4) 特殊法人等状況 (法定雇用率2.1%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	323.5	4.0	1.24	2.0	
千葉県住宅供給公社	100.0	2.0	2.00	0.0	
さんむ医療センター	223.5	2.0	0.89	2.0	

※ 特殊法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人である。
 なお、同令別表第2の第1号から第8号までの法人(国所轄の法人)については、厚生労働省で発表している。

注5

(5) 県内市町村等の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	43,277.0	909.5	2.10	44.0	
千葉市(認定)	5,340.0	119.0	2.23	0.0	注4
銚子市(認定)	737.0	20.0	2.71	0.0	注4
市川市	2,439.0	55.0	2.26	0.0	
船橋市	2,536.5	60.0	2.37	0.0	
館山市	433.0	7.0	1.62	2.0	
木更津市(認定)	932.5	19.0	2.04	0.0	注4
松戸市(認定)	2,537.0	46.0	1.81	7.0	注4
野田市	734.0	17.0	2.32	0.0	
茂原市	482.5	10.0	2.07	0.0	
成田市	807.5	17.0	2.11	0.0	
佐倉市	772.0	20.0	2.59	0.0	
東金市	333.0	8.0	2.40	0.0	
旭市(認定)	565.0	14.0	2.48	0.0	注4
習志野市	777.5	13.5	1.74	2.5	
柏市	1,445.0	32.0	2.21	0.0	
勝浦市	214.0	2.0	0.93	2.0	注6

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
市原市	1,502.5	32.0	2.13	0.0	
流山市（認定）	973.0	22.5	2.31	0.0	注4
八千代市（認定）	1,170.5	20.0	1.71	4.0	注4
我孫子市	586.0	15.0	2.56	0.0	
鴨川市	500.0	10.0	2.00	0.0	
鎌ヶ谷市（認定）	512.0	13.0	2.54	0.0	注4
君津市（認定）	854.0	10.0	1.17	7.0	注4
富津市（認定）	392.5	6.5	1.66	1.5	注4
浦安市	738.5	15.5	2.10	0.0	
四街道市	427.0	10.0	2.34	0.0	
袖ヶ浦市	365.0	6.0	1.64	1.0	注7
八街市（認定）	543.0	9.0	1.66	2.0	注4
印西市	608.5	6.0	0.99	6.0	
白井市	391.5	6.0	1.53	2.0	
富里市	313.5	8.0	2.55	0.0	
南房総市（認定）	712.5	14.0	1.96	0.0	注4
匝瑳市（認定）	404.0	10.0	2.48	0.0	注4
香取市	565.5	12.0	2.12	0.0	
山武市（認定）	453.0	10.0	2.21	0.0	注4
いすみ市（認定）	485.0	11.0	2.27	0.0	注4
酒々井町	161.5	3.0	1.86	0.0	
栄町（認定）	193.0	4.0	2.07	0.0	注4
神崎町	65.0	1.0	1.54	0.0	
多古町	227.5	3.0	1.32	1.0	
東庄町	128.0	3.0	2.34	0.0	
大網白里町（認定）	551.0	12.0	2.18	0.0	注4
九十九里町	125.0	2.0	1.60	0.0	
芝山町	117.0	2.0	1.71	0.0	
横芝光町	237.0	6.0	2.53	0.0	
一宮町	111.0	2.0	1.80	0.0	
睦沢町	99.0	2.0	2.02	0.0	
長生村	117.0	2.0	1.71	0.0	
白子町	127.0	1.0	0.79	1.0	
長柄町	77.0	0.0	0.00	1.0	
長南町（認定）	134.0	5.0	3.73	0.0	注4
大多喜町	209.0	4.0	1.91	0.0	
御宿町	132.0	2.0	1.52	0.0	
鋸南町	70.0	1.0	1.43	0.0	
市川市教育委員会	790.0	17.5	2.22	0.0	
館山市教育委員会	127.5	2.0	1.57	0.0	
野田市教育委員会	126.0	3.0	2.38	0.0	
茂原市教育委員会	107.0	3.0	2.80	0.0	
成田市教育委員会	264.0	5.0	1.89	0.0	
佐倉市教育委員会	163.0	7.0	4.29	0.0	
東金市教育委員会	79.0	4.0	5.06	0.0	
市原市教育委員会	268.5	6.0	2.23	0.0	
我孫子市教育委員会	94.0	3.0	3.19	0.0	
鴨川市教育委員会	117.0	2.0	1.71	0.0	
浦安市教育委員会	248.5	6.0	2.41	0.0	
四街道市教育委員会	79.5	2.0	2.52	0.0	
袖ヶ浦市教育委員会	88.0	1.0	1.14	0.0	
印西市教育委員会	174.0	4.0	2.30	0.0	
白井市教育委員会	119.0	2.0	1.68	0.0	
富里市教育委員会	97.5	1.0	1.03	1.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
香取市教育委員会	141.0	2.0	1.42	0.0	
東葛中部地区総合開発事務組合	95.0	1.0	1.05	0.0	
香取広域市町村圏事務組合	66.0	1.0	1.52	0.0	
山武郡市広域水道企業団	56.0	2.0	3.57	0.0	
四市複合事務組合	84.0	2.0	2.38	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	112.5	3.0	2.67	0.0	
山武郡市広域行政組合	90.0	2.0	2.22	0.0	
九十九里地域水道企業団	78.0	1.0	1.28	0.0	
香取市東庄町病院組合	126.0	6.0	4.76	0.0	
総合病院 国保旭中央病院	1,200.5	25.5	2.12	0.0	
国保国吉病院組合	157.5	3.0	1.90	0.0	
君津中央病院企業団	511.5	9.5	1.86	0.5	
公立長生病院	159.0	3.0	1.89	0.0	
松戸市病院事業	585.0	9.5	1.62	2.5	
習志野市企業局	103.0	2.5	2.43	0.0	
柏市水道事業	69.0	2.0	2.90	0.0	
船橋市病院事業	236.5	5.0	2.11	0.0	

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	5,862.0	107.5	1.83	10.0	
千葉市教育委員会	4,531.0	80.0	1.77	10.0	
船橋市教育委員会	729.0	16.0	2.19	0.0	
習志野市教育委員会	284.0	5.0	1.76	0.0	
柏市教育委員会	318.0	6.5	2.04	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 「高齢・障害・求職者雇用支援機構、放射線医学総合研究所、千葉大学」は国の所轄法人のため、千葉労働局での集計を行っていない。

注6 勝浦市においては、現在、障害者の数は4.0人、実雇用率1.87%、不足数0.0人となっている。

注7 袖ヶ浦市においては、現在、障害者の数は7.0人、実雇用率1.92%、不足数0.0人となっている。